

平成21年(行コ)第261号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 秋山 博 外17名

被控訴人 群馬県知事 外 1名

証拠説明書(6)

平成25年3月29日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴

義聖



被控訴人群馬県知事指定代理人

藤城 和義



同

渡邊 恭朗



同

佐藤 迅



同

奈良原 宣之



同

山木 健一



同

長橋 照子



同

笠井 裕司



同

鈴木 保 

同

関口 博久 

同

諏訪 吉彦 

同

大前 晋一 

同

星野 堅司 

同

本木 秀典 

同

栗原 健太 

被控訴人群馬県企業管理者指定代理人

吉田 直人 

同

藤原 義彦 

同

角田 安則 

同

反町 淳 

同

関口 信久 

号 証	標 目		作成年月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙410の1	認定書	写し	H24. 6. 28	内閣総理大臣	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が内閣総理大臣の公益認定を受け、公益財団法人に移行した事実
乙410の2	履歴事項全部証明書 (公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金)	原本	H25. 3. 25	前橋地方法務局登記官	
乙410の3	公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金定款	写し	H24. 7. 2 施行	公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業内容等
乙410の4	利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書	写し	H24. 7. 2 施行	同上	公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業実施に係る基本的事項等が同基金業務方法書により定められている事実及び公益財団法人移行前に財団法人名義で締結した協定については読み替えることとされている事実
乙411	判決正本 (東京高等裁判所平成21年(行コ)第213号公金支出差止等請求(住民訴訟) 控訴事件)	写し	H25. 3. 29	東京高等裁判所第5民事部	東京都知事らを被控訴人とする本件と同種のハッ場ダムに係る公金支出差止等請求控訴事件において、控訴棄却の判決がなされた事実
乙412	証人調書 大熊孝 <東京地裁平成16年(行ウ)第497号>	写し	H20. 7. 30	東京地方裁判所	原告らが治水関係について、証人申請した大熊孝氏の証言内容(東京地裁)